

提出された御意見の概要(項目別)

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
第1 第3条第1項(登録事由)			
八、第3条第1項第6号			
1	<p>(1)「元号を表示する商標」が、元号のみからなるもの、これをローマ字等に置き換えたもののみか、組み合わせたものを含むのか。 (2)元号として認識される基準として、元号法(法律第43号)によるもの(昭和、平成及び将来の元号)以外のものも対象になり得るよう説明されるのが望ましい。 (3)明治、大正は、元号法に根拠を有しないが、元号と認識されるべき(「使用により識別力を有するか」とは切り離すべき)である。 (4)明治より前の元号については、明治より前に限ると会社や製造時期等は不適切と思われることから、商標法3条1項3号との関係を整理しつつ、より適切な例示を検討すべきである。例えば、創業の時期、商品又は役務の発祥又は発展の時期、著名な歴史的事件、歴史的な題材に関する商品又は役務との関係などが考えられる。</p>	<p>(1)漢字以外の表記であっても、元号として認識される場合は、本号の適用があると解釈されますし、元号と他の語が結合してなるときは、結合する語により個別に判断されるものとなります。 (2)今回の審査基準の改訂によって、商標の審査において、元号法により規定されているもののみならず、一般に元号とされていたものについても、商標が当該元号を表示するにすぎないものであると認識されるときは、商標法第3条第1号第6号に該当すると判断することとなります。「元号」は、現元号以外の過去の元号を含む概念であることは一般的であると認識しています。 (3)上記(2)参照。 (4)この改訂案にあるとおり、過去の元号のうち本号に該当するとの判断は、会社の創立時期、商品の製造時期、役務の提供時期等を表示するものとして一般に用いられていることを考慮し、判断することとなります。なお、ご指摘の例示については、今後の出願に対して個別に判断することとなります。</p>	1個人
第3 第4条第1項及び第3項(不登録事由)			
六、第4条第1項第7号			
2	<p>品種と商標は相互に先後願を審査する関係にないことに加えて、商標登録出願人がその出願前に品種登録出願について知る状況になかった場合は出願後の行為等によって悪意を認定するのは適当でない。商標法及び種苗法は、商標の使用をする者の業務上の信用の維持(商標法1条)、種苗の流通の適正化(種苗法1条)等の目的で名称の規制を含むに過ぎないことから、商標又は品種名称の創作行為に権利を認める必要はなく、先後願(優先権を含む)の考慮は不要と解される。</p>	<p>ご指摘の商標登録出願人がその出願前に品種登録出願について知る状況になかった場合についてですが、個別の出願に係る事情としては様々なものが想定されることから、阻害する目的という要件に該当するか否かは、出願に係る諸事情をもとに個別の出願ごとに判断することとなります。また、この改訂案は、品種登録出願中の品種の名称について、商標登録出願により当該品種の名称の品種登録を阻害する行為を、商標法第4条第1項第7号の商標審査基準1.(5)に該当するものとする審査基準を新設するものです。したがって、このような事情を有する商標登録出願を拒絶するにすぎないものですから、従前からの商標登録の基本的な考え方が変更されるものではありません。</p>	1個人
3	<p>改訂案は、4条1項7号に該当するものとして、「その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務」、又は、「その品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務」について、適用対象とすると考えられるが、これに限定した場合(もしくはそのように読める場合)には、種苗法は、「出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき(同法4条1項3号)に、種苗の名称として登録をできないとしているので対象範囲が狭くなっている。</p>	<p>この改訂案では、種苗法の規定をも参考しつつ、商標の審査において、品種登録出願中の品種の名称に対する悪意の商標登録出願を拒絶するために十分な措置として、商標法第4条第1項第7号の商標審査基準1.(5)に該当するものとする審査基準を新設するものです。</p>	1個人